



前田 芳樹 議員

問

本土の観光地に比較すれば、隠岐島内ではアクセス道路を始めとして観光スポットそのものの関連施設整備が粗末だから魅力に欠ける。今や島後を代表する「ローソク島観光」の実態がその好例だ。夕陽を頭にしたローソク島のポスターは数え切れない。対外的な知名度は非常に高い。ところが、重栖港赤崎岸壁の観光船発着場には待合所も無い。大型観光バスは狭くて曲がった悪路をやっと岸壁まで進入しているが、着いた所はひどい状態のバラス敷きの駐車場だ。このような状況では島の観光の進展は望むべくも無い。乗り場案内板の設置・ひび割れた進入路や駐車場の舗装・待合所の設置な

Q 観光スポットそのものの関連施設整備を。
A 関係者が一番良しとする方向で対応。
Q 幹線道路整備の遅れに要望活動の強化を。
A 国や県への要望を強化していく。

ど、関連する施設の整備をして観光を進展させるべきだ。久見漁港右側のローソク島展望台にはベンチも無い。挙げれば沢山ある。
観光立島を標榜し続けるなら平成25年度からは観光スポットそのものの関連施設の整備に力点を置いて取り組むべきでは。

町長

進入路の整備は町、港湾は県の管理、県と町が一緒になって整備をして行くよう県との話は出来ているが、関係者が一番良しとする方向で対応して行く。

問

主要幹線道路のうち西郷布施線の整備は旧布施村の至上命題とされ、釜から卯敷間の改修整備が一日千秋の思いで待たれている。国道485号線の伊後中村間も早期完工が切望される。県道の長尾田大橋



整備が待たれる赤崎岸壁

町長

主要な国道や県の整備が遅れていることは十分承知をし、憂慮している。県には毎年要望をしているが、何とか早く整備されるよう要望を強めて行く。

安全・安心の離島へ [第31回離島振興市町村議会議長全国大会報告]

平成24年4月1日に「離島振興法の一部を改正する法律」が施行されました。離島は、厳しい自然的条件により本土との格差が大きく、多くの面で後進性を有していることから、この後進性を除去し、格差を是正することによって住民生活の安全・向上を目的として、昭和28年に議員立法により離島振興法が制定されました。その後も、10年毎の改正・延長が行われています。今回の法改正は、法律の有効期限の10年延長(平成35年3月31日まで)と、防災のための財政措置等、財政の確保、特に重要な役割を担う離島の保全、振興に関する検討等について規定されています。このことを踏まえ、平成24年11月13日に東京で開催された「第31回離島振興市町村議会全国大会」において、満場一致で採決された特別決議1件、決議14件について、報告がありました。

【特別決議】

・離島航路・航空路支援法(仮称)の早期制定に関する特別決議

【要旨】

離島市町村及び関係都道府県の多くには大変厳しい財政状況にあることから、離島航路・航空路に安定的な維持・存続に必要な支援を行うための法制度の創設を強く要望する。

【決議】

- 1. 離島振興の促進を期する
- 2. 新たな離島振興への対応を期する
- 3. 離島市町村財政の強化を期する
- 4. 離島振興関係事業の促進を期する
- 5. 離島の産業対策の推進を期する
- 6. 離島の交通対策の強化を期する
- 7. 離島の通信対策の強化を期する
- 8. 離島の医療対策の強化を期する
- 9. 離島の子育て・高齢者対策の充実を期する
- 10. 離島の教育・文化の振興を期する
- 11. 離島の環境対策の推進を期する
- 12. 離島エネルギー対策の推進を期する
- 13. 離島の防災対策の強化を期する
- 14. 東日本大震災からの復興を期する



町立図書館の管理運営は どうあるべきか？

委員長 高宮陽一

審査の状況・結果

◆補正予算

今回の一般会計及び各特別会計の補正予算は、補助金等の確定により国や県補助金を精算するものや、各事業の実績見込み等による補正予算であり、特に意見や指摘するものはなかった。

調査事項

◆隠岐の島町図書館の管理運営方法

町立図書館の管理運営は、指定管理者制度による管理運営には馴染まない施設として、教育文化振興財団に一部委託して管理運営していた。

当時は、財団の事務局長が図書館長を兼務して図書館職員を指揮・監督していたが、教育委員会の人事異動等を理由に、現在は教育委員会の課長が図書館長を兼務することとなった。

しかし、教育委員会の職員が、財団の職員である図書館職員を指揮・監督することは関係法に抵触することから、指定管理者制度を活用して財団を指定管理者とした旨の報告があった。



図書館内



隠岐の島町図書館

委員会に付託された一般会計及び各特別会計補正予算や指定管理者の指定などの議案は、審査の結果、全て「可決すべし」としたので、主なものを報告する。

当常任委員会では、指定管理者制度に馴染まない施設としてきたものを何故、今、指定管理者制度とするのか、財団の現状は色々な問題や課題があり、本当に住民福祉の向上が図れるか、職員の指揮・監督の問題、指定管理者制度を利用するのか、図書館運営をどのように考えているか等々、財団を指定管理者とすることに異論が相次いだ。

教育委員会では、委員会を開催して協議したが、委員からも、指定管理者制度とすることで教育委員会の目が届かなくなるのではないかと、当委員会と同じような意見があったとのことである。

当委員会として、指定管理者制度により、民間団体が色々な制度を活用して住民福祉の向上を図ることは理解できるが、この制度が単なる財政問題・行政のスリム化ではなく、直営または指定管理者制度のいずれかを選択するかは、図書館の目的、住民福祉の向上を図ることを前提として再検討するよう要望した。

あわせて、他の指定管理者制度で行っている業務・施設等も再検討するよう指摘した。



高校教育のあり方を 今後の調査研究に。

少子高齢化・人口減が進行する中で、より高い教育を求めて本土への進学を希望する学生も多くなってきたことから隠岐高校・水産高校は県の責任ではあるが、隠岐の島町における両高校の存続は、島民の高等教育の活性化や定住対策上からも重要課題である。

島根県教委は、統廃合の学校名は公表しないが、3年間、定員の50%を割れば統廃合を検討する方針のようだ。



島根県立隠岐高校



島根県立隠岐水産高校



水産高校の土俵と碧水寮

当委員会は、より良い高等教育、魅力ある学校づくり、定住対策、そして、本土からの入学希望者を含め、島内の入学者を増やすためにも実態把握に努め、関係機関と連携して調査研究することとした。